

津市児童虐待防止等ネットワーク設置要綱

平成18年1月1日訓第87号

改正 平成20年1月11日訓第1号
平成20年3月31日訓第70号
平成26年3月31日訓第18号
平成27年3月31日訓第27号
平成29年1月23日訓第3号
平成30年3月14日訓第7号

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第1項の規定に基づき、関係機関、団体等の連携を強化し、要保護児童等への適切な対応及び家庭への支援並びに配偶者等からの暴力による被害者の保護を図るため、要保護児童対策地域協議会として津市児童虐待防止等ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を設置する。

(活動)

第2条 ネットワークは、次に掲げる活動を行う。

- (1) 要保護児童等の発見から支援に至る方策の検討及び実践
- (2) 要保護児童等の実態把握
- (3) 児童虐待防止及び配偶者等からの暴力の防止についての地域社会への啓発
- (4) 児童虐待防止及び配偶者等からの暴力の防止についての情報交換及び研修
- (5) 児童虐待防止を推進するための幅広い関係機関、団体等との連携
- (6) 配偶者等からの暴力による被害者の保護のための関係機関、団体等との連携
- (7) その他児童虐待防止及び配偶者等暴力の防止に関し必要と認めること。

(構成)

第3条 ネットワークは、別表に掲げる機関等（以下「関係機関」という。）で構成する。

2 法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関は、健康福祉部

こども支援課とする。

(会議)

第4条 ネットワークを効果的に、かつ、円滑に運営するため、次に掲げる会議を開催する。

- (1) 全体会議
- (2) 事例検討会議
- (3) 実務者会議

2 全体会議は、関係機関を代表する者で構成し、ネットワークの活動を総括する。

3 事例検討会議は、各事例に関わる関係機関の担当者で構成し、情報交換や支援の方策を検討する。

4 実務者会議は、関係機関の実務担当者で構成し、各事例の情報収集や情報交換による実態把握等を行うとともに、事例検討会議で検討された支援の方策を関係機関とともに実践する。

(座長)

第5条 会議に座長を置き、会議を構成する者の互選により定める。

2 座長は、会議の招集、進行及び事業推進の総合的な連絡調整を行う。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する者がその職務を代理する。

(意見等)

第6条 会議は、必要があると認めるときは、関係者等を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 ネットワークの庶務は、健康福祉部こども支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ネットワークに必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成20年1月11日訓第1号）

この訓は、平成20年1月15日から施行する。

附 則（平成20年3月31日訓第70号）

この訓は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓第18号）

この訓は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日訓第27号）

この訓は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月23日訓第3号）

この訓は、平成29年2月1日から施行する。

附 則（平成30年3月14日訓第7号）

この訓は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

津地方法務局人権擁護課、三重県中勢児童相談所、三重県女性相談所、三重県津保健所、三重県津警察署、三重県津南警察署、公益社団法人津地区医師会、公益社団法人久居一志地区医師会、公益社団法人津歯科医師会、津市民生委員児童委員連合会、津保護司会、津市人権擁護委員会、津市自治会連合会、津市内の乳児院、津市内の児童養護施設、津市内の児童家庭支援センター、津市内の母子生活支援施設、津市内の保育所、津市内の地域型保育事業所、津市内の幼稚園、津市内の認定こども園、津市内の小学校、津市内の中学校、津市内の義務教育学校、特定非営利活動法人津子どもNPOセンター、市民部人権課、市民部男女共同参画室、健康福祉部子育て推進課、健康福祉部こども支援課、健康福祉部障がい福祉課、健康福祉部援護課、健康福祉部健康づくり課、久居総合支所福祉課、河芸総合支所市民福祉課、芸濃総合支所市民福祉課、美里総合支所市民福祉課、安濃総合支所市民福祉課、香良洲総合支所市民福祉課、一志総合支所市民福祉課、白山総合支所市民福祉課、美杉総合支所市民福祉課、教育委員会事務局教育研究支援課、教育委員会事務局人権教育課、教育委員会事務局生涯学習課